

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

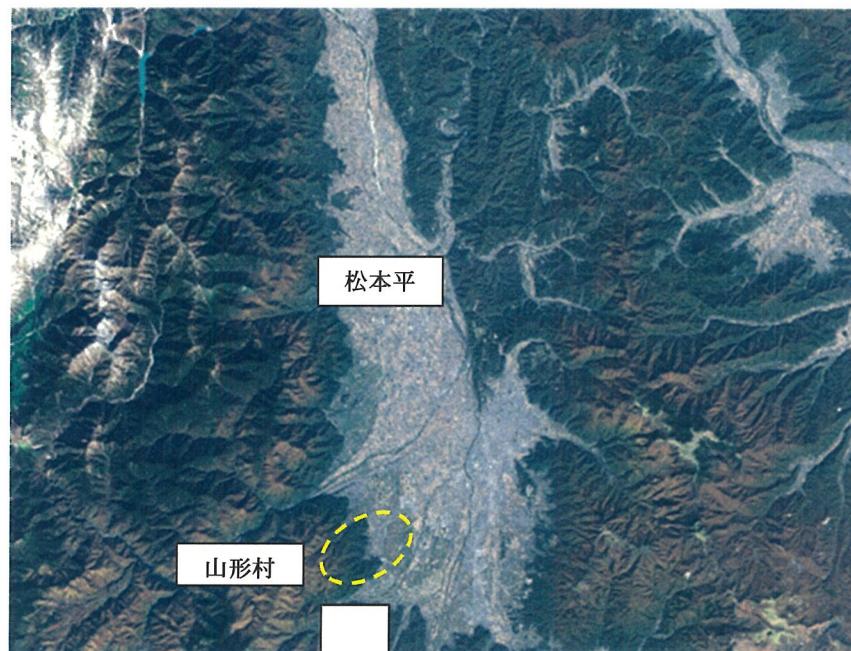
1 現状

(1) 山形村の地勢

山形村は、長野県のほぼ中央部、松本平の南西部に位置し、日本アルプスの支脈である鉢盛山の山麓に沿って、西部は山地とその麓の集落が、東部は肥沃な扇状地が緩やかに広がる標高約700mの高原地帯にある。

東部と北西部は松本市、南西部は朝日村と隣接し、東西8.5km、南北4.7kmにわたり、総面積は24.98km²、そのうち可住地面積は総面積の42.3%の10.59km²となっている。

地形は、ゆるやかな傾斜を描き、東南北に広大に展開している。標高は、650mから1,745mで、地形上の高低差は少ない。



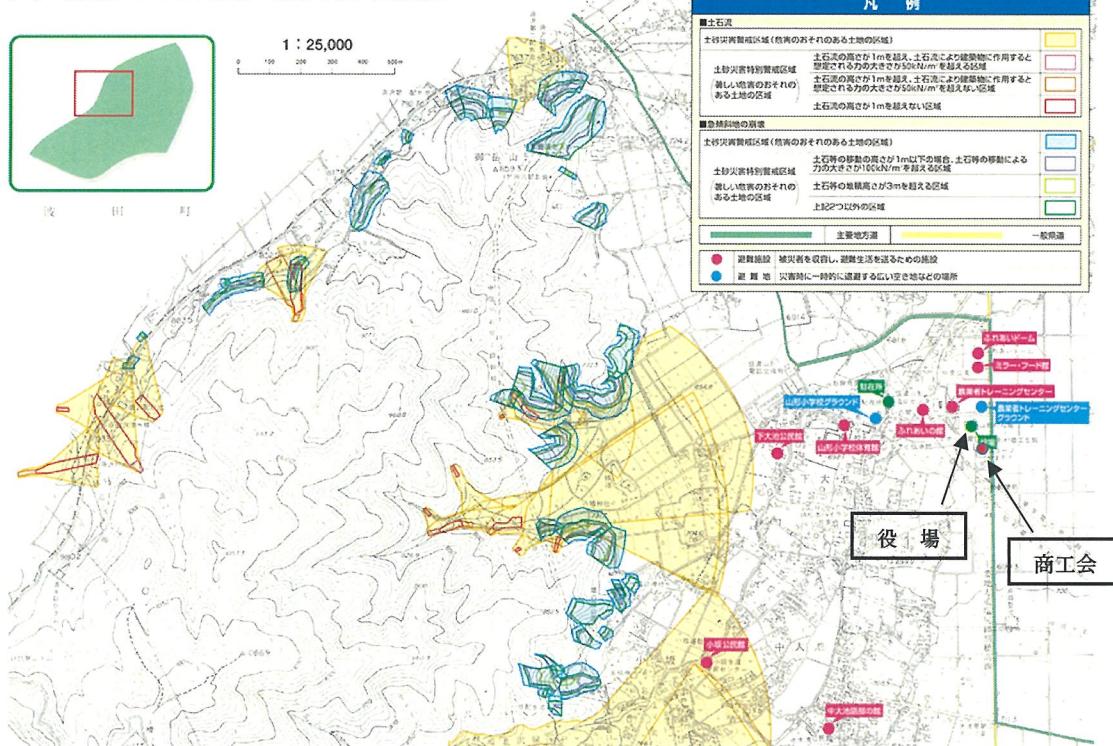
(2) 地域の災害リスク

ア 土砂災害

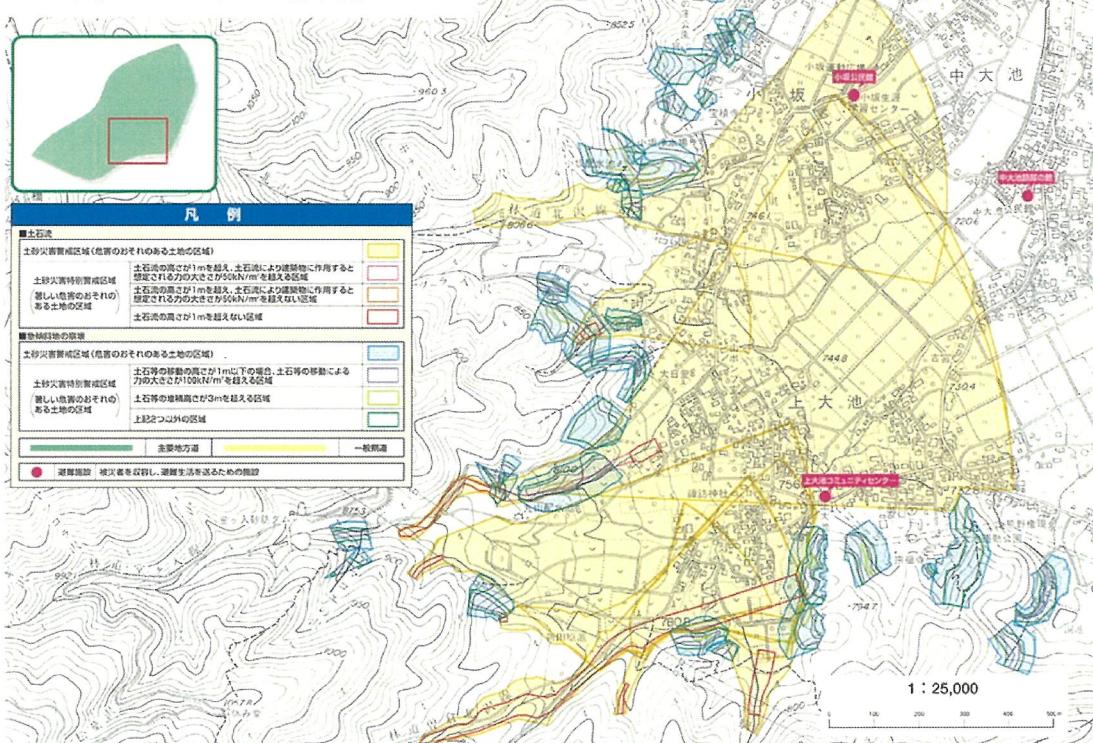
山形村の土砂災害ハザードマップによると、西側の山沿いに土砂災害警戒区域が広がっている。村内には土石流危険渓流が2箇所あり、土砂がたい積し河床が上昇している。豪雨時には周辺の集落で被害が予想されるため、その対策が必要である。

役場・商工会周辺は土砂災害警戒区域とはなっていない。

2-2 土砂災害ハザードマップ(その1 上竹田・下竹田・下大池地区)



2-2 土砂災害ハザードマップ(その2 上大池・小坂地区)



イ 地震による災害

山形村周辺の活断層分布は、東側に糸魚川－静岡構造線断層帯中北部が南北に走り、西側には境峠・神谷断層帯が走っている。

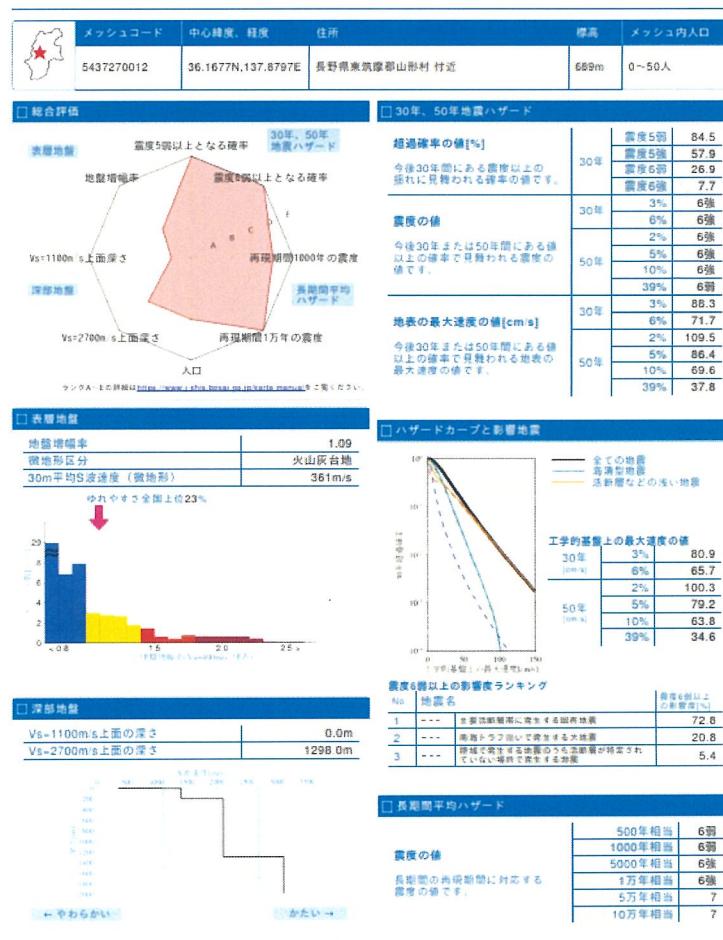
特に、大規模直下型地震が予想される牛伏寺断層帯を含む糸魚川－静岡構造線活断層系による地震の山形村への影響が予想される。

＜山形村の位置と活断層分布＞



J-SHIS 地震ハザードステーション
Japan Seismic Hazard Information Station

地震ハザードカルテ 2020年版



(J-SHIS Map2020版<国立研究開発法人 防災科学研究所>データを引用)

ウ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。国民の大部分が新型ウイルスへの免疫を獲得できていない段階においては、全国的かつ急速なまん延により、山形村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 289
- ・小規模事業者数 205

商工業者の業種別内訳 (出典 長野県下商工会の概要 データ編 令和3年7月1日現在)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	合計
商工業者数	79	31	7	39	35	52	30	273
(内) 小規模事業者数	50	29	3	27	24	44	28	205
立地状況	村内広域に分散							

(4) これまでの取組み

ア 村の取組み

- ・山形村地域防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、山形村防災会議が策定。村、関係機関、住民等が相互に協力し、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を推進することにより、村域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。国、県の防災方針、村の情勢を勘案して検討を加え、必要に応じて隨時修正している。

- ・総合防災訓練の実施

防災関係各機関合同の訓練とし、災害時における消防、救出、避難、通信、道路復旧等の効果の方策を検討するとともに、住民、事業所、学校等の参加を求め、災害時における避難、初期消火などを体験できる実践的な訓練とする。

実施時期 9月上旬に実施する。

実施場所 村内全域で行う。

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫し、防災計画及び防災体制の見直しを図るため、訓練実施後に訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにする。

・山形村業務継続計画（B C P）<新型インフルエンザ等感染症編>

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、多くの人の健康被害だけでなく、本村においても平常時における人員や執務環境を前提とした業務を行うことが困難となるそれがある。

このような状況下においても、本村における新型インフルエンザ等対策を確実に実施し、村民への感染拡大を可能な限り抑制するとともに、生活の維持に必要不可欠な行政サービスを適切に提供していく必要がある。

イ 商工会の取組み

- ・小規模事業者に対する災害リスクへの対応の必要性やB C P計画策定の普及啓発
- ・防災・災害時に活用できる備品（テント、発電機、照明器具等）の整備
- ・山形村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・感染症発生に対する対策も加えた危機管理マニュアルの見直し

2 課題

- ・現状では、緊急時の取組みが漠然としていて災害発生時に何をすべきか分かりにくい。
- ・協力体制の構築について、具体的な体制の検討やマニュアルの整備が不十分
- ・緊急時の対応について、ノウハウをもった人員が不足している。
- ・保険・共済に対する助言を行うことができる体制が不十分
- ・感染症対策において、村内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出させないルール作りや、感染拡大時に備えて、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要

3 目標

- ・村内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを周知し、事前対策の必要性を認識してもらう。
- ・災害発生時の連絡を円滑に行うため、商工会と村との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、村内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間	
4 事業継続力強化支援事業の実施期間	令和4年10月1日～令和9年9月31日
5 事業継続力強化支援事業の内容	商工会と村の役割分担及び体制を整備し、連携して次の事業を実施する。
(1) 事前対策	<p>商工会と村との間で締結した「危機発生時における支援活動に関する協定書」や令和3年12月に改定した「山形村商工会 危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。</p> <p>ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口及び巡回訪問による経営指導時において、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所における自然災害等のリスク及びその影響を最小化する取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明し、普及・啓発を図る。 商工会会報や村広報、ホームページ等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行い、普及・啓発を図る。 小規模事業者等に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 小規模事業者等に対する普及啓発セミナーを開催するとともに、行政の施策の周知や損害保険の紹介等を行う。 感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対処することを周知する。 感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。 事業者に、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。 <p>イ 商工会自身の事業継続計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 山形村商工会 危機管理マニュアルを令和3年12月に改定済み 別添 全職員に内容を徹底し、災害発生時に対応する。 <p>ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 損害保険会社等と連携し、専門家の派遣や会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。 長野県が推進する「長野県BCP策定プロジェクト」を活用し、策定を希望する小規模事業者等に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。 小規模事業者支援において連携する金融機関や専門家等と取り組む経営計画策定時

に、経営資源管理や災害時等によるリスクマネジメントの視点を採り入れる重要性を周知し、BCP策定も同時に提案する。

エ フォローアップ

- ・窓口・巡回相談時に、小規模事業者のBCP等取組状況について確認する。
- ・商工会と村は、当計画の進捗状況の確認及び改善・見直し等について協議する会議を開催する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・大規模災害等が発生したと仮定し、山形村の連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害等の発生時には、人命救助を最優先とし、そのうえで次の手順で村内の被害状況を把握し、関係機関への連絡等の対応を行う。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に、安否確認システムにより、役職員の安否確認を行う。
- ・安否確認実施責任者は、安否確認を踏まえ出勤可能人員を把握する。
- ・被害状況の確認者は、商工会業務継続に係る家屋、設備の被害状況を把握する。
- ・把握した被害状況、対応可能な内容等について商工会と村で共有する。
- ・感染症感染者発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、山形村における感染症対策本部設置に基づき商工会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・商工会と村は、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・下表の被害規模を目安として、応急対策の内容を決定する。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

被害規模の目安と想定する応急対応内容

被害規模	被害の状況	想定する応急対策内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">○村内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。○地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。○被害が見込まれる地域において連絡がとれない又は交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">①緊急相談窓口設置・相談業務②被害状況調査・事業継続に係る経営課題把握業務③災害復興等支援策活用支援業務

被害がある	○地区内 1 % 程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ○地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。	①緊急相談窓口設置・相談業務 ②被害状況調査・事業継続に係る経営課題把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

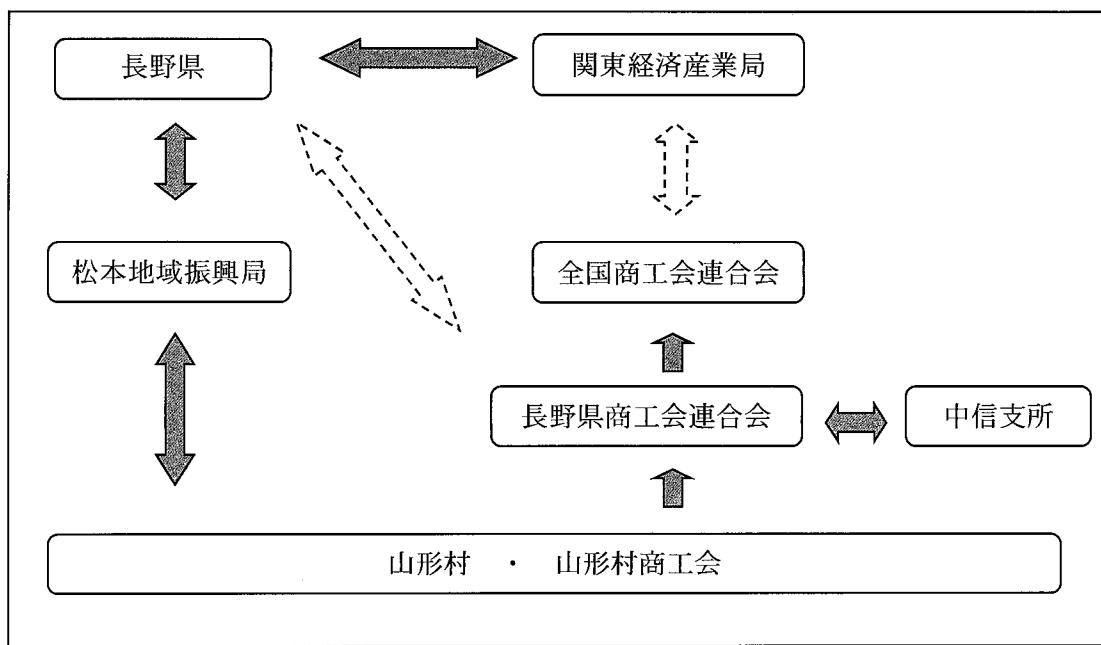
- ・本計画により、商工会と村は次の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～数日間	1日に最低3回（必要に応じて随時）共有する。
数日後～1ヶ月	1日に最低1回共有する。
1ヶ月以降	2日に1回共有する。

- ・村が策定した「山形村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、村内の小規模事業者等の被害情報の迅速な把握・報告及び指揮命令・連絡が円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・2次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・商工会と村は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・商工会と村が共有した情報を村から松本地域振興局商工観光課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、商工会と村が共有した情報を村から松本地域振興局商工観光課に報告する。



(4) 応急対策時的小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、村と相談する。
- ・安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・村内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策（国、県、村等の施策）について、村内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける又はそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

(5) 村内小規模事業者に対する復興支援

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。

(別表2)

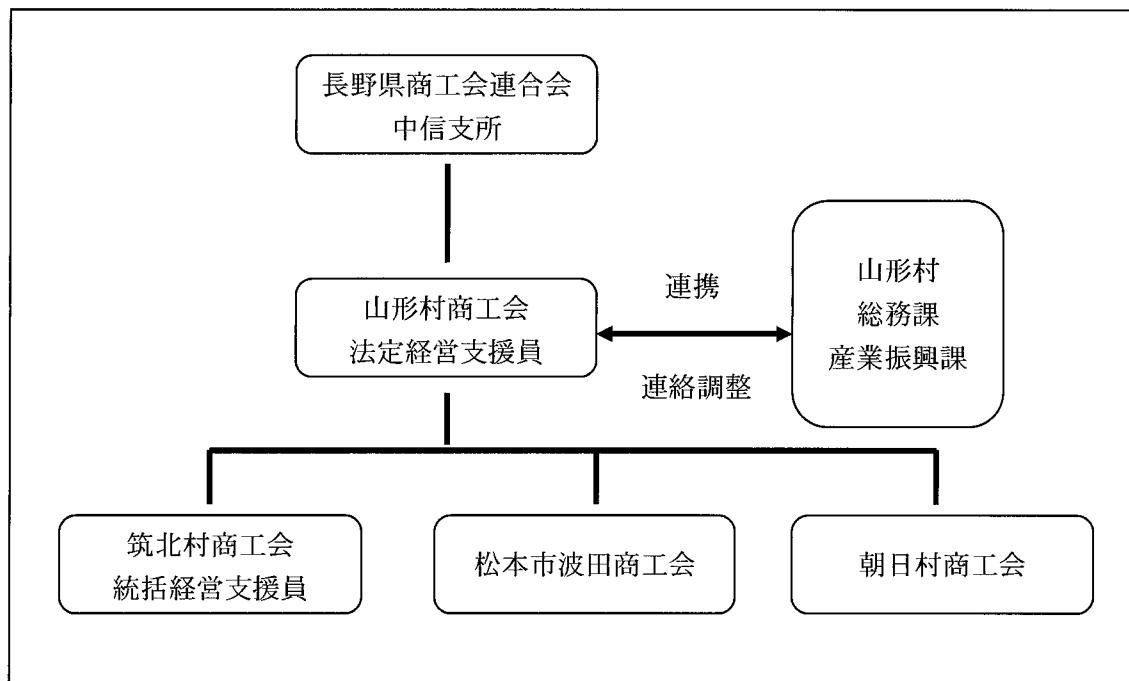
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年8月現在)

1 実施体制

下図のとおり



2 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：清澤 義郎（連絡先は後述3（1）を参照）

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

次のとおり必要な情報の提言及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認及び見直し等のフォローアップ（年1回以上）

3 関係連絡先

(1) 商工会

山形村商工会

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村 2025-8

TEL : 0263-98-2200 ／ FAX : 0263-98-4004

E - mail : shoukou@go. tvm. ne. jp

松本市波田商工会

〒390-1401 長野県松本市波田 10098

TEL : 0263-92-2246 ／ FAX : 0263-92-5999

E - mail : info@mhata-sci. jp

筑北村商工会

〒399-7601 長野県東筑摩郡筑北村坂北 2191-1

TEL : 0263-66-2444 ／ FAX : 0263-66-3116

E - mail : chikuhoku-sci@go. tvm. ne. jp

朝日村商工会

〒390-1104 長野県東筑摩郡朝日村古見 1300-5

TEL : 0263-99-2551 ／ FAX : 0263-99-3573

E - mail : asahisci@beetle. ocn. ne. jp

(2) 関係市町村

山形村

〒390-1392 長野県東筑摩郡山形村 2030-1

総務課 TEL : 0263-98-3111 ／ FAX : 0263-98-3078

E - mail : soumu@vill. yamagata. nagano. jp

産業振興課 TEL : 0263-98-5664 ／ FAX : 0263-98-3078

E - mail : syouko@vill. yamagata. nagano. jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

項目	年度 令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
必要な資金の額	150	300	300	300	300
・専門家派遣費 (セミナー・個別相談)	50	100	100	100	100
・普及・啓発費 (パンフ・チラシ等)	50	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	50	100	100	100	100

2 調達方法

会費収入、国・県・村補助金、事業収入等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して
事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<ul style="list-style-type: none"> ・あいおいニッセイ同和損害保険会社(株) 長野支社松本支店 松本市埋橋1-1-7 取締役社長 新納 啓介 ・長野県火災共済協同組合 中信支部 松本市中央1-23-1 理事長 柏木 昭憲
連携して実施する事業の内容
<p>連携する2者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取組みや対策を、講習会やパンフレット配布等により連携して周知・説明を行う。
<p>主にあいおいニッセイ同和損害保険会社(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取組み支援等を行う。 個別相談会、セミナーを通して事業者のBCP策定のための策定支援を連携して実施する。
連携して事業を実施する者の役割
<p>あいおいニッセイ同和損害保険会社(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の損害保険の見直しを図り、災害時等に必要な保険を専門的立場から精査する。これにより、事業継続のための資金確保を図ることが期待できる。 ・セミナーの開催等に講師の派遣や資料の提供をしてもらう。これにより、実効性のあるBCP策定を図ることが期待できる。
<p>長野県火災共済協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災時の復旧に必要な費用算定等で連携してあたる。これにより迅速な対応が期待できる。 ・BCP策定に必要な情報の提供をしてもらう。これにより実効性のある計画の策定を図ることができる。
連携体制図等
<pre> graph TD A[長野県火災共済協同組合] <--> B[担当組合職員] C[朝日村商工会] <--> D[山形村商工会 法定経営支援員] E[あいおいニッセイ同和損害保険会社] <--> F[担当支社職員] D <--> G[山形村小規模事業者] G -- "BCP計画等の策定支援 共済保険周知" --> B G -- "BCP計画等の策定支援 損害保険の加入促進" --> F </pre>